

第3章

第7期障害福祉計画

1 国の基本指針の概要

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法において、国（厚生労働省）の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標や障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを定めることとされています。

令和5年5月に示された基本指針においては、地域生活支援拠点等のさらなる充実、一般就労への移行と定着のさらなる推進と就労選択支援の創設、基幹相談支援センターの設置等の推進、地域における協議会活動の活性化などに向けた改正が行われるとともに、令和8年度を目途に、主に次の成果目標を基本に設定するよう示されました。

図表3-1 国の基本指針に示された市町村の成果目標

項目	目標
施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活に移行 ・令和4年度末の施設入所者数を<u>5% (1.6%)</u>以上削減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、<u>コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証、検討</u> ・<u>強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備【新設】</u>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の<u>1.28倍 (1.27倍)</u>以上 ※上記のうち、就労移行支援については令和3年度実績の<u>1.31倍 (1.30倍)</u>以上 就労継続支援A型については令和3年度実績の概ね<u>1.29倍 (1.26倍)</u>以上 就労継続支援B型については令和3年度実績の概ね<u>1.28倍 (1.23倍)</u>以上 ・<u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上【新設】</u> ・<u>就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上【新設】</u> ・<u>就労定着率が7割 (8割) 以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分 (7割) 以上</u>
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保</u> ・<u>地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保【新設】</u>
サービス等の質の向上のための体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築

※（ ）内は改正前の目標値、下線は改正による追加事項を示しています。

※地域生活への移行とは、入所施設からグループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

※福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。

※一般就労とは、一般企業等へ就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去6年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

2 第6期障害福祉計画の成果

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の27人に対し、令和4年度末で3人となっており、令和5年度末も同様に見込んでいます。施設入所者数は、目標の7人削減に対し、令和4年度末で増減はなく、令和5年度末も同様に見込んでいます。

図表3-2 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	備 考
令和元年度末の施設入所者数		436人	—
地域生活 移行者数	目 標 値	27人(6.2%)	令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数
	実績値（見込み）	3人(0.7%)	
施設入所 者削減数	目 標 値	7人(1.6%)	令和元年度末の全施設入所者数から削減した人数
	実績値（見込み）	0人(-%)	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末までの目標どおり、精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置しています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの目標どおり、地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」）を整備し、富山市障害者自立支援協議会において、その運用状況を検証、検討しています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍の65人の目標に対し、令和4年度で57人となっていますが、令和5年度では63人と見込んでいます。

図表3-3 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数		51人	—
目標年度の一般就労移行者数	目 標 値	65人 (1.27倍)	令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	63人 (1.24倍)	
うち就労移行支援事業利用者分	目 標 値	30人 (1.30倍)	令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	28人 (1.22倍)	
うち就労継続支援A型事業利用者分	目 標 値	23人 (1.28倍)	令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	23人 (1.28倍)	
うち就労継続支援B型事業利用者分	目 標 値	9人 (1.29倍)	令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	9人 (1.29倍)	

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合は、令和5年度の46人（7割）の目標に対し、令和4年度で11人となっており、令和5年度でも13人（2割）と見込んでいます。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合は、令和5年度末で全体の7割以上の目標に対し、令和4年度末で7割となっていますが、令和5年度末も同様に見込んでいます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

平成24年から、基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

毎年度、障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図っています。

3 第7期障害福祉計画の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障害の状態やニーズに合わせた支援を行い、障害のある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進することとし、次のとおり、目標を定めます。

図表3-4 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

区分	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	436人	—
地域生活移行者数	4人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	1人	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を年1回開催します。

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。

また、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について、次のとおり、目標を定めます。

図表3-5 福祉施設から一般就労への移行者数等の目標値

区 分	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	59人	就労移行支援事業から28人 就労継続支援A型事業から21人 就労継続支援B型事業から7人
目標年度の年間一般就労移行者数	76人 (1.28倍)	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	37人 (1.31倍)	令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援A型事業利用者分	27人 (1.29倍)	令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援B型事業利用者分	9人 (1.29倍)	令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（29人）の1.41倍の41人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

また、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

4 障害福祉サービス等の見込量と確保策

I 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 居宅介護

障害のある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

図表3-6 居宅介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	299	317	304	334	309	347
利用延時間数（時間／月）	4,784	4,624	4,864	5,188	4,944	5,410

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-7 居宅介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	360	373	387
利用延時間数（時間／月）	5,612	5,823	6,041

見込量の確保策

現に利用している居宅介護事業所に加え、介護保険サービス事業所からの参入による新規開設等を促すことにより、見込量の確保に努めます。

(2) 重度訪問介護・重度障害者等包括支援

重度訪問介護は、重度の肢体不自由、知的・精神障害のために常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に行うサービスです。重度障害者等包括支援は、常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障のある人に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスで、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

第6期計画と実績

重度訪問介護は、利用者数が概ね計画どおり推している一方、利用延時間数が計画をやや下回って推移しています。重度障害者等包括支援は、県内に事業所がなく、利用実績もありません。

図表3-8 重度訪問介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	18	17	19	19	20	20
利用延時間数（時間／月）	5,580	5,301	5,890	5,021	6,200	5,625

第7期計画の見込量

重度訪問介護は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。重度障害者等包括支援は、県内に事業所がないため、見込みもありません。

図表3-9 重度訪問介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	21	22	23
利用延時間数（時間／月）	5,956	6,306	6,677

見込量の確保策

重度訪問介護は、現に利用している事業所により、見込量は確保できると考えます。重度障害者等包括支援は、県内に事業所がないため、既存のサービスを活用し、支援を必要とする人に合ったサービスの提供に努めます。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動、排せつ、食事の介護などの必要な援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は計画を下回って推移し、利用延時間数は計画を上回って推移しています。

図表3-10 同行援護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	42	31	44	37	46	37
利用延時間数（時間／月）	630	483	660	734	690	734

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、今後、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-11 同行援護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	37	37	37
利用延時間数（時間／月）	740	740	740

見込量の確保策

現に利用している同行援護事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に対し、行動する際の危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、その他の必要な援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数とも、やや増加しているものの、計画を概ね下回って推移しています。

図表3-12 行動援護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	27	25	31	27	35	29
利用延時間数（時間／月）	675	741	775	756	875	774

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-13 行動援護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	31	34	37
利用延時間数（時間／月）	792	855	924

見込量の確保策

現に利用している行動援護事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、強度行動障害のある人の生活支援にあたり、支援者養成研修への参加を働きかけるなど、人材の確保と育成に努めます。

Ⅱ 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

障害支援区分が一定以上の障害のある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設やデイサービスセンターにおいて、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ横ばいで推移しています。

図表3-14 生活介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	930	897	940	899	950	920
利用延日数(日/月)	17,391	17,885	17,578	18,103	17,765	17,351

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表3-15 生活介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	925	929	934
利用延日数(日/月)	17,747	17,835	17,924

見込量の確保策

現に利用している生活介護事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、介護保険サービス事業所からの参入等の促進に努めます。

(2) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練があります。機能訓練は、病院を退院または特別支援学校を卒業し、身体的・社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復等のために行うサービス（原則1年6カ月）です。生活訓練は、病院や施設を退院、退所または特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上等のために行うサービス（原則2年間）です。

第6期計画と実績

機能訓練、生活訓練とも、利用者数が概ね計画どおり推移しているものの、利用延日数が計画を上回って推移しています。

図表3-16 自立訓練の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
機能訓練	利用者数（人／月）	7	10	7	8	7	8
	利用延日数（日／月）	84	123	84	117	84	120
生活訓練	利用者数（人／月）	42	28	43	40	44	41
	利用延日数（日／月）	504	361	516	629	528	637

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、機能訓練、生活訓練とも、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-17 自立訓練の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用者数（人／月）	8	8	8
	利用延日数（日／月）	120	120	120
生活訓練	利用者数（人／月）	41	42	42
	利用延日数（日／月）	637	655	655

見込量の確保策

機能訓練、生活訓練とも、現に利用している自立訓練事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 就労選択支援

就労を希望する障害のある人に対し、就労先や働き方などについて、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

第7期計画の見込量

今後の一般就労への移行のさらなる促進や就労継続支援の利用の見込みから、次のとおり見込みます。

図表3-18 就労選択支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	—	16	18

見込量の確保策

令和7年度から開始される予定であることから、事業の周知等を図るなどして参入を促進し、見込量の確保に努めます。

(4) 就労移行支援

一般就労を希望する障害のある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス（原則2年間）です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表3-19 就労移行支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	90	60	95	73	100	77
利用延日数(日/月)	1,440	954	1,520	1,109	1,600	1,239

第7期計画の見込量

就労移行支援における一般就労への移行者数の増加等を成果目標に掲げており、就労移行支援のさらなる利用促進を図る必要があることから、次のとおり見込みます。

図表3-20 就労移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	81	85	89
利用延日数(日/月)	1,302	1,368	1,437

見込量の確保策

現に利用している就労移行支援事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等と連携を図るなどし、就労移行支援のさらなる利用促進に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業による雇用等が困難な障害のある人に対し、雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、概ね計画どおり推移しています。

図表3-21 就労継続支援（A型）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	550	553	555	573	560	578
利用延日数(日/月)	11,000	11,143	11,100	11,678	11,200	11,719

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表3-22 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	584	589	594
利用延日数(日/月)	11,827	11,936	12,045

見込量の確保策

現に利用している就労継続支援（A型）事業所により、見込量は確保できると考えます。

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業による雇用等が困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、概ね計画どおり推移しています。

図表3-23 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	885	883	920	945	955	996
利用延日数(日/月)	15,930	15,793	16,560	17,109	17,190	17,922

第7期計画の見込量

特別支援学校高等部卒業生による新規利用など、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-24 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1,050	1,106	1,166
利用延日数(日/月)	18,888	19,907	20,980

見込量の確保策

現に利用している就労継続支援（B型）事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障害のある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業や自宅等を訪問等し、必要な連絡調整、指導、助言等を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、やや増加していますが、計画を下回って推移しています。

図表3-25 就労定着支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	40	29	50	31	60	34

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、利用者数の増加等を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表3-26 就労定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	36	38	41

見込量の確保策

現に利用している就労定着支援事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等と連携を図るなど、就労定着支援のさらなる利用促進に努めます。

(8) 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障害のある人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関併設の施設で行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおりに推移しています。

図表3-27 療養介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	93	92	93	94	93	95

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、概ね横ばいで推移すると見込みます。

図表3-28 療養介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	95	96	96

見込量の確保策

現に利用している療養介護事業所により、見込量は確保できると考えます。

(9) 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害のある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、計画を下回って推移しています。

図表3-29 短期入所（ショートステイ）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	120	83	125	68	130	90
利用延日数(日/月)	600	425	625	314	650	450

第7期計画の見込量

今後は、再び、介助者へのレスパイトや障害のある人の自立のための訓練等のための利用が増加すると見込み、次のとおりとします。

図表3-30 短期入所（ショートステイ）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	99	109	120
利用延日数(日/月)	505	566	635

見込量の確保策

現に利用している短期入所（ショートステイ）事業所により、見込量は確保できると考えますが、医療的ケアを必要とする障害のある人等の一時的な預け入れ先や介助者のレスパイトの観点から、新規事業者の参入の促進を図るなどし、見込量の確保に努めます。

Ⅲ 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1) 自立生活援助

施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的・精神障害のある人等に対し、地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応などにより、情報提供、助言、その他の必要な援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、計画を下回って推移しています。

図表3-31 自立生活援助の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	5	0	10	6	15	6

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-32 自立生活援助の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	6	6	6

見込量の確保策

現に利用している自立生活援助事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対し、主として夜間や休日において、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、増加しており、計画をやや上回って推移しています。

図表3-33 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	364	386	378	393	392	411

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-34 共同生活援助（グループホーム）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	429	449	469

見込量の確保策

現に利用している共同生活援助事業所（グループホーム）に加え、新規開設等が見込まれることから、必要に応じて支援するなどし、見込量の確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援B型等）を利用します。

第6期計画と実績

利用者数は、計画をやや上回って推移しています。

図表3-35 施設入所支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	432	438	430	436	429	436

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表3-36 施設入所支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	436	436	435

見込量の確保策

現に利用している施設入所支援事業所（入所施設）により、見込量は確保できると考えます。

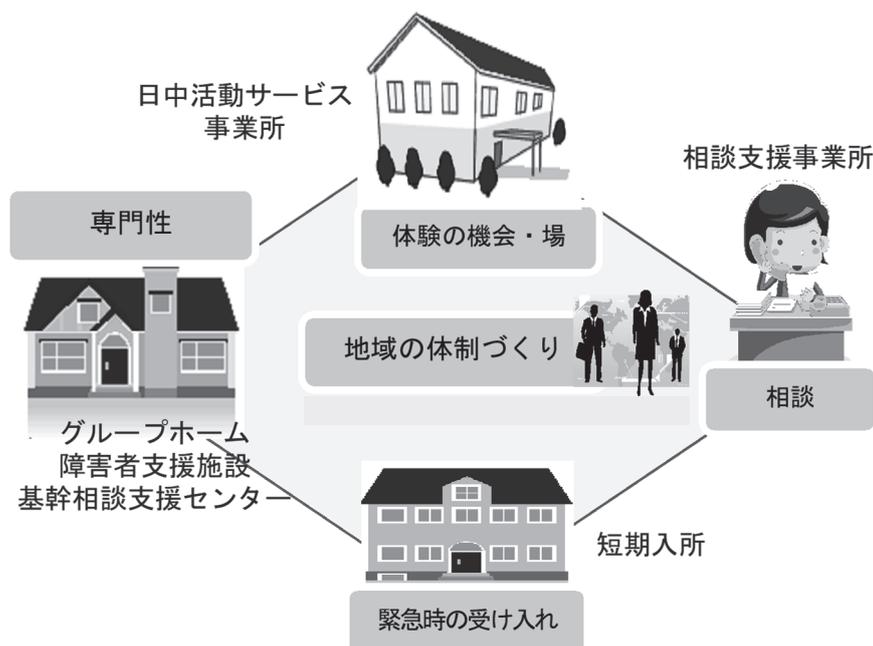
(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

富山市では、地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」）を整備し、富山市障害者自立支援協議会において、その運用状況を検証、検討しています。

引き続き、地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、コーディネーターの配置を検討するなど、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。

図表3-37 地域生活支援拠点等有する機能のイメージ



IV 相談支援等

基幹相談支援センターにおける相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しについて相談支援を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表3-38 計画相談支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	950	811	970	801	990	825
【参考】 支給決定者数(人)	3,060	3,040	3,140	3,166	3,220	3,265

第7期計画の見込量

利用者数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-39 計画相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	850	875	902
【参考】 支給決定者数(人)	3,367	3,473	3,582

見込量の確保策

現に利用している相談支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 地域移行支援

入所している障害のある人や入院している精神障害のある人に対し、地域生活に移行するための相談支援を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、若干数となっています。

図表3-40 地域移行支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	2	0	3	1	4	1

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、若干数の利用を見込みます。

図表3-41 地域移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	2	2	2

見込量の確保策

現に利用している相談支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 地域定着支援

施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制や緊急時の相談支援を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおりに推移しています。

図表3-42 地域定着支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	44	47	46	48	48	50

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-43 地域定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	51	53	55

見込量の確保策

現に利用している相談支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

富山市では、基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を1人配置します。また、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化し、必要に応じて、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(5) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。

富山市では、富山市障害者自立支援協議会を設置して年2回程度開催するとともに、より専門的な支援方策等を検討するため、相談支援事業所等の参画のもと、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングを設置してそれぞれ年12回程度開催しています。また、権利擁護部会を設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題の検討を年1回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障害のある人を支えるネットワークの構築に努めています。

引き続き、富山市障害者自立支援協議会を年2回程度開催、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングをそれぞれ年12回程度開催、権利擁護部会を年1回程度開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討なども含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

V 発達障害のある人等に対する支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、本人やその家族等への支援が重要であるため、富山県発達障害者支援センター「ほっぴ」などの関係機関等と連携し、支援体制の確保に努めます。

(1) 発達障害のある人とその家族等への支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援のため、障害のある児童の保護者等がその児童の発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにするためのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施するものです。

引き続き、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施する体制の確保を図るとともに、発達障害のある人とその家族等が互いの悩みを共有したり、情報交換を行う交流の場等であるピアサポートの活動の支援に努めます。

VI 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるため、支援体制の確保に努めます。

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

富山市では、これまで、精神障害のある人の地域移行等への支援に関する協議の場として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場」を開催しています。

引き続き、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場」を年1回開催し、精神障害のある人の地域移行等の支援について協議します。

(2) 精神障害のある人の地域移行・定着支援等の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進するため、精神障害のある人に対する地域移行・定着支援等の必要なサービス量を見込むものです。

第7期計画の見込量

各サービスの全体の見込量等を踏まえ、精神障害のある人の利用者数を次のとおり見込みます。

図表3-44 精神障害のある人の地域移行・定着支援等の見込量（人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	44	46	48
共同生活援助	134	140	147
自立生活援助	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	26	27	27

見込量の確保策

現に利用している事業所により、見込量は確保できると考えます。

Ⅶ 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果、指導監査結果の共有を通じて障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、担当課職員が富山県等が実施する研修等に毎年度参加し、集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、年1回実施する集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。

(3) 指導監査結果の共有

指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道府県等と連携して実施する指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、年1回、指導監査を適正に実施するとともに、富山県等との情報共有に努めます。

※「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」と「指導監査結果の関係自治体との共有」については、県が行っている「事業所説明会」にて、各事業所・自治体へ国保連請求の審査内容や指導監査の結果などの報告を行うこととしています。

5 地域生活支援事業の見込量と確保策

I 事業の概要

地域生活支援事業は、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

図表3-45 富山市が実施する事業

区分	事業名	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
		自発的活動支援事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		成年後見制度法人後見支援事業
		意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
		手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
		日常生活用具給付等事業
		移動支援事業
	地域活動支援センター機能強化事業	
	任意事業	訪問入浴サービス事業
		日中一時支援事業
		生活訓練等支援事業
社会参加支援事業		

Ⅱ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、幅広く障害や障害のある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解につながるイベント等をはじめとする研修・啓発や、事業者の合理的配慮の法的義務化（令和6年4月施行）の周知などを通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。

○療育相談会や啓発講習会等を通じて、障害のある人自身が障害のない人々と同様に社会生活を営みその能力を活用できるように支援することを目的とした、

- ・ 啓発事業（障害者団体への補助）
- ・ 障害者ナイスファミリー育成事業（障害のある児童とその保護者を対象とする親子活動や勉強会等福祉活動事業に対する補助）

に対し、今後も継続して事業補助を行います。

○障害福祉のしおり（各種の福祉制度を紹介した冊子）を作成し、障害者手帳交付時等に配布するとともに、市ホームページに掲載します。なお、視覚障害のある人のための点字版での情報提供に加え、障害特性に応じたわかりやすい情報提供のあり方について検討します。

○障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害のある人が制作した手芸、絵画、書、工芸品等を一堂に展示し、公開することにより、障害のある人に対する理解と啓発を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域の住民等による交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、精神障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるノーマライゼーション社会の実現を図ります。

○メンタルヘルスサポーター育成研修（精神科疾患の理解と地域の支援者としての知識習得のための研修会）を実施します。

○富山市メンタルヘルスサポーター連絡会によるこころのサポーター活動（訪問、電話による見守り、ケア会議への出席、地域作業所等へのボランティア活動）、地域住民への広報・普及啓発、心の健康づくり事業（ひだまりサロン、家族教室、講演会等への協力）を委託事業として実施します。

○精神障害者家族支援事業を実施します。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその介助者、保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護等のため、引き続き、以下の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

障害のある人やその介助者、保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人の支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神障害のある人に代わって、市長が家庭裁判所に申し立てを行うとともに、申し立てに要する費用や後見人等への報酬など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

第6期計画と実績

利用者数は、市長申立、費用助成ともに、計画を下回って推移しています。

図表3-46 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数 (人/年)	市長申立	13	4	14	6	15	7
	費用助成	31	27	36	26	41	29

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-47 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	市長申立	8	9	10
	費用助成	34	38	42

見込量の確保策

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的・精神障害のある人の成年後見制度の利用に要する費用や報酬の助成対象を拡大し、引き続き、成年後見制度の積極的な活用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含む法人後見の活動を支援することにより、障害のある人の権利擁護に努めます。

(6) 意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援事業は、聴覚障害などのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚障害のある人などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣等を行う事業で、富山県の事業の実施状況を踏まえつつ、今後、必要に応じて、事業の実施を検討します。

第6期計画と実績

意思疎通支援事業の手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、概ね計画どおり推移しています。なお、手話通訳士（非常勤）を1人配置しています。

図表3-48 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣回数(人/月)	31	33	29	28	28	30
要約筆記者派遣回数(人/月)	3	1	2	2	2	2
手話通訳者設置力所(力所)	1	1	1	1	1	1

第7期計画の見込量

意思疎通支援事業は、令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえつつ、令和4年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の普及を勘案し、次のとおり見込みます。

図表3-49 意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣回数(人/月)	33	34	35
要約筆記者派遣回数(人/月)	3	4	5
手話通訳者設置力所(力所)	1	1	1

見込量の確保策

富山市聾唖福祉協会と連携し、派遣体制の整備を図ることにより、見込量は確保できると考えます。なお、筆談など、障害特性に応じた意思疎通支援の普及に取り組みます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業で、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業等も含め、富山県の事業の実施状況を踏まえつつ、今後、必要に応じて、事業の実施を検討します。

第6期計画と実績

手話奉仕員養成研修の入門講座修了者数は概ね計画を下回り、基礎講座修了者数は概ね計画どおり推移しています。

図表3-50 手話奉仕員養成研修事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
入門講座修了者数（人／年）	39	30	38	23	37	37
基礎講座修了者数（人／年）	18	10	16	17	14	14

第7期計画の見込量

手話奉仕員養成研修事業は、令和3年度から令和5年度までの実績等を踏まえつつ、令和4年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の普及を勘案し、次のとおり見込みます。

図表3-51 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門講座修了者数（人／年）	40	40	40
基礎講座修了者数（人／年）	20	20	20

見込量の確保策

富山市社会福祉協議会と連携し、受講者の確保に努めます。

(8) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付または貸与する事業です。

第6期計画と実績

いずれの用具も、概ね横ばいで推移しています。

図表3-52 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績 (件/月)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	2	1	2	2	2	2
自立生活支援用具	4	3	4	1	4	2
在宅療養等支援用具	6	3	7	4	8	4
情報・意思疎通支援用具	5	4	5	2	5	3
排泄管理支援用具	848	848	835	694	823	771
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-53 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	3	3	3
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	5	5	5
排泄管理支援用具	800	800	800
居宅生活動作補助用具	1	1	1

見込量の確保策

事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等に参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、概ね計画どおり推移しています。

図表3-54 移動支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	58	45	59	62	60	66
利用延時間数(時間/月)	638	493	649	597	660	636

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-55 移動支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	71	76	81
利用延時間数(時間/月)	679	725	774

見込量の確保策

現に利用している移動支援事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、新規開設等の促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

図表3-56 地域活動支援センター機能強化事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数(カ所)	10	9	10	9	10	9
利用者数(人/年)	400	401	400	410	400	422

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-57 地域活動支援センター機能強化事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(カ所)	9	9	9
利用者数(人/年)	420	420	420

見込量の確保策

現に利用している地域活動支援センターにより、見込量は確保できると考えます。

Ⅲ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

身体に重度の障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延回数ともに、概ね横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表3-58 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	9	3	10	4	11	4
利用延回数(回/月)	40	13	45	13	49	15

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、今後、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-59 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	4	4	4
利用延回数(回/月)	15	15	15

見込量の確保策

現に利用している訪問入浴サービス事業所により、見込量は確保できると考えますが、より円滑に利用できるよう、新規参入による新規登録を促します。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、計画を下回って推移しています。

図表3-60 日中一時支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	193	130	196	167	199	165
利用延回数(回/月)	811	637	823	641	836	640

第7期計画の見込量

今後は、再び、介助者へのレスパイトのための利用が増加すると見込み、次のとおりとします。

図表3-61 日中一時支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	176	187	197
利用延回数(回/月)	697	753	809

見込量の確保策

現に利用している日中一時支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 生活訓練等支援事業

障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザにおいて実施している事業で、引き続き、以下の事業を実施します。

○知的障害者を対象にした買い物学習等の訓練

○障害者福祉プラザにおいて、生活の質の向上をめざしたパソコン教室等

○精神障害のある人が自立し安心して社会生活を営むために、居場所（ひだまりサロン）の提供やメンタルヘルスサポーターとの交流

○アルコールと健康についての教室の開催

(4) 社会参加支援事業

障害のある人の社会参加を促進するため、引き続き、以下の事業を実施します。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者福祉プラザの温水訓練施設や多目的ホールで各種スポーツ教室を開催するほか、団体、個人の利用者にスポーツやレクリエーションに必要な支援を行います。

○点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚障害のある人に必要な情報の提供に努めます。

○音訳・点訳・手話奉仕員養成研修事業

音訳奉仕員、点訳奉仕員、手話奉仕員を養成する講習会を開催します。

○自動車運転免許証取得助成事業

障害のある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

○自動車改造費助成事業

障害のある人が障害ゆえの必要により、自ら運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。

第6期計画と実績

スポーツ教室等開催回数が計画を上回って推移しているほかは、概ね計画どおり推移しています。

図表3-62 社会参加支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
スポーツ教室等開催回数(回/年)	340	573	410	718	490	640
点字広報等発行点数(点/年)	25	25	25	25	25	25
奉仕員養成研修開催回数(回/年)	20	19	20	20	20	20
運転免許証取得助成件数(件/年)	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成件数(件/年)	15	15	15	10	15	16

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-63 社会参加支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ教室等開催回数(回/年)	650	650	650
点字広報等発行点数(点/年)	25	25	25
奉仕員養成研修開催回数(回/年)	20	20	20
運転免許証取得助成件数(件/年)	1	1	1
自動車改造費助成件数(件/年)	15	15	15

(5) 障害者虐待防止対策支援事業 ※地域生活支援促進事業

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護を目的として、富山市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設置し、関係機関等による情報共有のための連携体制の整備や障害者虐待に関する課題等について協議します。